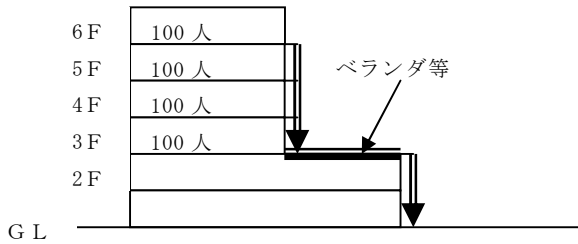


● 1 地上以外に降下する避難器具

避難器具は、原則として屋内を通ることなく地上又は避難階の外部通路等まで降下できる必要があるが、防火対象物の形状により地上又は避難階以外のベランダ等に一旦降下する避難器具の取扱いは、次のとおりとする。 ☆

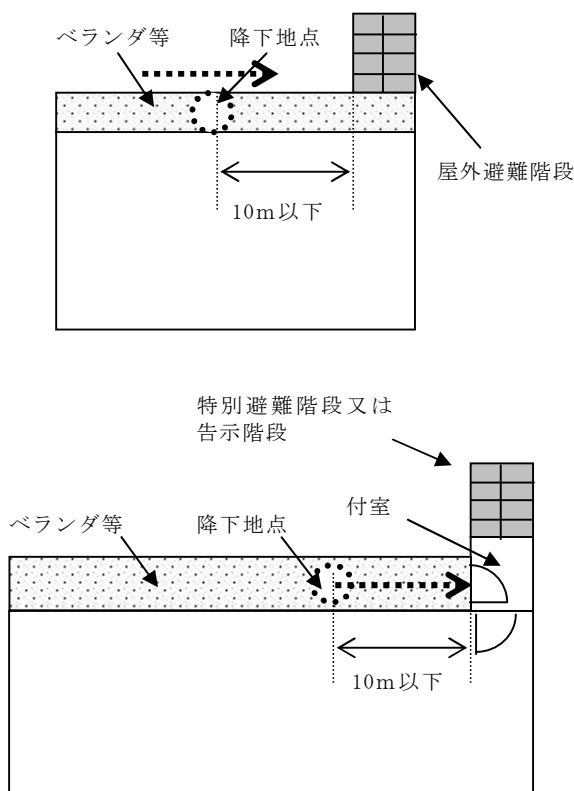
(1) 次図のように一旦ベランダや屋上等（以下「ベランダ等」という。）に避難し、更に避難器具で降下するものは、当該ベランダ等のある階に必要な避難器具の個数は、一旦そこに避難する上階の収容人員も加算して算定するものとする。 ☆

3階に必要な避難器具の個数は、3～6階の収容人員を合算した400人に必要な個数となる。



(2) 前号の規定に係らず、ハッチに収納された金属製はしご、救助袋及び金属製の固定はしごを設けたもの並びに耐火構造の建築物で、当該ベランダ等の避難空地が前号の収容人員に0.5㎡を乗じた面積（最大100㎡）以上あるものについては、当該階に必要なとされる避難器具（3階以上に設けるものにあつては、金属製の固定はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難橋及び避難用タラップに限る。）の個数で足りるものであること。

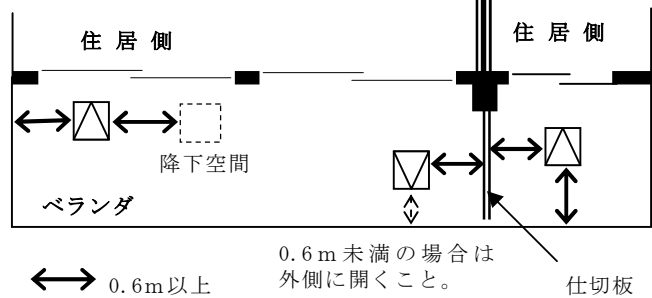
(3) 屋内を通過することなく降下地点から歩行距離が10m以内にある屋外避難階段、特別避難階段又は平成14年告示第7号で規定する階段（以下「告示階段」という。）を使って避難できるものについては、当該階に必要なとされる避難器具の個数で足りるものであること。



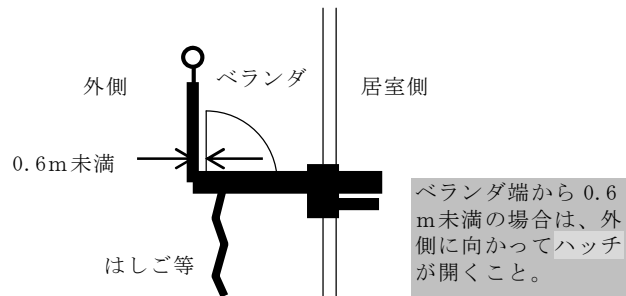
● 2 ハッチの位置

ベランダ等に設けるハッチに格納する避難器具（以下「ハッチ」という。）の位置等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) ハッチの蓋の開く向きは、居室側に向かって開くこと。ただし、その際にベランダ等の先端から0.6m未満となる場合は、外側に向かって開くようにすること（下図参照）。◇平成26年1月1日(1)改訂
- (2) 上階の避難器具の降下空間から0.6m以上の離隔をとること。
- (3) ベランダ等に設ける仕切板から0.6m以上の離隔をとること。 ☆
- (4) 上・下階に設けるハッチは、仕切板を隔てることなく連続して設けること。やむを得ず仕切板を隔てて設ける場合は、上部からの着床ベランダの見やすい位置にハッチへ誘導する標識を設けること。



0.6m未満の場合は外側に向くこと。

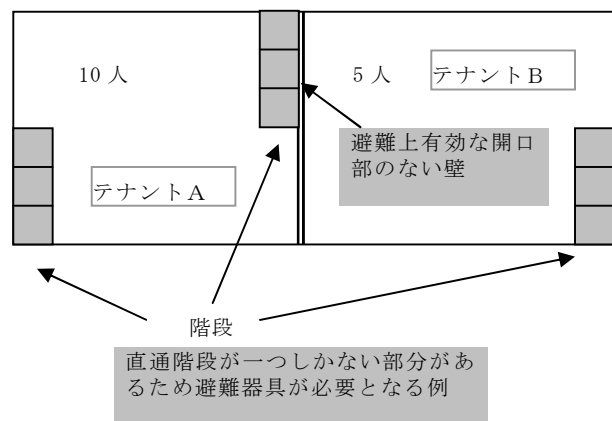


ベランダ端から0.6m未満の場合は、外側に向かってハッチが開くこと。

◇平成26年1月1日図改訂

● 3 地上に直通する階段の個数の算出等

令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段（以下「直通階段」という。）の個数の算出は、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに直通階段の個数を算出するものであること。従って、直通階段が複数ある階であっても、直通階段が一つしかない部分がある階には、令第25条第1項第5号に規定により避難器具を設置しなければならない。 ☆



※ これらの場合においては、当該階のいずれかに当該階全体の収容人員に応じた個数の避難器具を設置すれば足りるものであるが、努めて直通階段が一

## ◇ 避難器具

つしかない部分に避難器具を設置するよう指導すること。 ☆

### ● 4 避難上有効な開口部

規則第4条の2の2第2項3号の「常時良好な状態に維持されているもの」とは、次の例によること。

- (1) 常時開放されているもの
- (2) 非常錠等により特殊な器具を用いることなく開錠できるもの
- (3) 電気錠のうち、当該階の照明装置及び自動火災報知設備の火災信号又は自動火災報知設備の火災信号に連動して開錠されるもの
- (4) ◇共同住宅特例●1(2)で規定する仕切板で、その表面に「非常時にはこの部分を破壊して避難できます」と表示したもの

### ● 5 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は、次によること。

- (1) 不燃材料で区画され、開口部を設ける場合は、当該部分を防火設備とすること。 ★
- (2) 出入り口は、床面から0.15m以下に設ける幅0.75m以上、高さ1.8m以上、の随時開けることのできる自動閉鎖装置付きの防火設備とすること。 ★  
◇(2) 平成24年1月1日改訂
- (3) 避難に支障のない広さとし、内部には、非常照明を設けること。 ★
- (4) 避難階に設ける上昇口は、直接外部に避難できる位置に設けること。ただし、避難階の内部となる上昇口の部分に避難器具専用室を設け、そこから安全に外部に避難できるようにする場合は、この限りでない。 ★
- (5) 上昇口の大きさは、直径0.5mの円が内接できる大きさ以上であること。 ★
- (6) 上昇口には、十分な強度を有する金属製又は不燃材製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。 ★
- (7) 上昇口の蓋は、下方から容易に開けることができ、水平面から90度以上開いた位置で固定されるものであること。 ★
- (8) 上昇口の蓋の上部には、蓋の開閉に支障となる物が置かれないように囲い等を設けるとともに「避難器具上昇口」及び「この部分に物を置かないこと。」と表示すること。 ★
- (9) 前号の表示は、踏みつけ等によっても容易に消えない耐久性を持つものとし、大きさ等は、次によること。  
ア 「避難器具上昇口」にあつては、赤地に白文字によるもので10cm×30cm以上の大きさとする。  
イ 「この部分に物を置かないこと。」にあつては、黄地に1文字当り10cm以上の黒文字によること。

### ● 6 標識

規則第27条の規定によるほか次によること。

- (1) 避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る主たる出口の見やすい箇所に12cm×36cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所」と表示する標識を設けること。 ★
- (2) 上記(1)の出口を出ても避難器具の設置してある場所が容易に見とおすことが出来ない場合は、当該避難器具へ至る方向を示す12cm×36cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置等場所⇒」と表示する標識を設けること。 ★
- (3) 避難器具を設置する部屋の入口には、見やすい箇所に12cm×36cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具設置室」と表示する標識を設けること。 ★
- (4) 避難はしご、避難用タラップ等に設ける製造者等を明記した表示板はステンレス、真鍮又はアクリル板等の耐候性を有する素材で表示部分が容易に消えない7cm×5cm以上の表示板とすること。

種 別	○○○○○
製造者名又は商標	○○○
製造年月	○○年○○月
※	◆◆ ○○m

7cm×5cm以上  
白地又は素材の地色に黒文字  
※には避難器具の種別に応じて長さ、勾配、自重等が入る。

◇(4)平成25年1月1日追加  
◇(1)(2)平成28年4月1日一部改訂

### ● 7 用途による避難器具の選定

災害弱者を多く収容する6項については、原則としてすべり台の設置が望ましい。ただし、収容者の避難可能程度等に応じて救助袋の設置とすることができる。

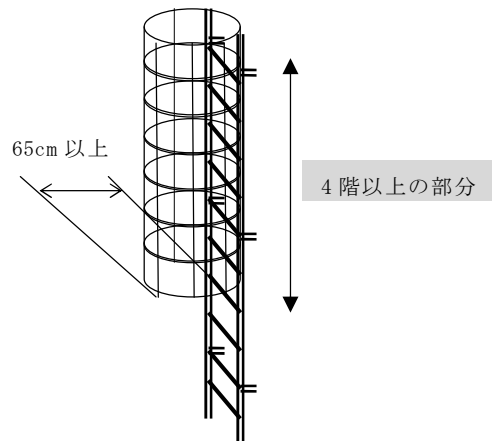
◇●7 平成21年10月追加

### ● 8 屋外避難階段を設置した場合の個数減について

◇●8 平成21年10月追加  
◇●8 平成28年4月1日削除

### ● 9 転落防止措置

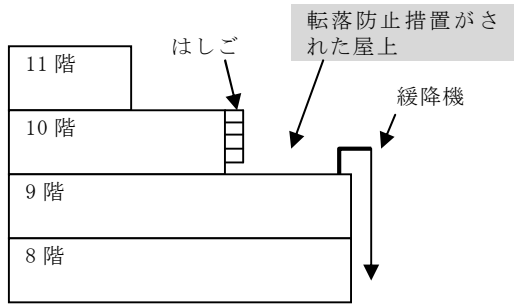
規則第27条第1項第4号ホ(口)に規定する4階以上の階に設ける固定はしごの転落を防止する措置とは、降下に支障がない降下空間内において縦棒及び横横を囲むように枠等を設けたものが該当し、4階以上の部分にその措置が必要であること。 ★



◇●9 平成25年1月1日追加

### ● 10 その他

- (1) 避難器具は原則として共用部に設置すること。また、共用部に設置する場所がないか、居室内に設置することが合理的であると認められる場合における当該居室の出入り口は、施錠装置を有しない構造とし、前記●6(1)の標識を出入り口に設けること。やむをえず施錠装置を設置する場合は非常時に外側(避難方向)からも鍵を用いることなく開錠できる構造とすること。
- (2) 11階以上の階であっても、転落防止のための床面からの高さ1.1m以上の手すり等の転落防止措置がされた2㎡以上のベランダ又は屋上等に安全に降下できる場合は、ハッチに収容された避難器具又はその他の避難器具を設置することができる。



◇●10平成 21 年 10 月追加

◇(2)10平成 25 年 1 月 1 日追加

(3) 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「告示第 2 号」という。)第 3 第 1 号(1)又の「上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること」を適用する各避難器具の上端は、次の部分であること。

- ア 緩降機：緩降機を吊り下げた状態の、緩降機本体の吊り下げ具最上部
- イ 救助袋：救助袋を展張した状態の支持枠最上部
- ウ 滑り台：手すり上端
- エ 滑り棒：滑り棒上端
- オ 避難ロープ：避難ロープを吊り下げた状態の避難ロープ本体の吊り下げ具最上部
- カ 避難橋：本体各部分
- キ 避難用タラップ：架線から最短距離となる手すり上端

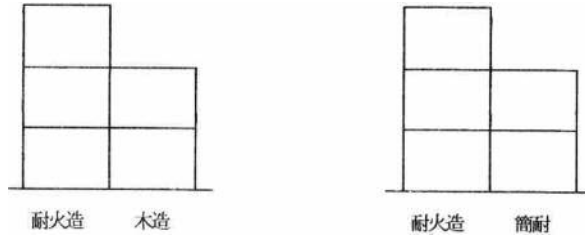
(4) すべり台の降着地点には、幅 1m×長さ 1.5m 程度の砂地、天然芝、人工芝又は発泡ウレタン等による緩衝材を設けること。

(5) 取付け具をやむを得ず木材等に取り付ける場合は告示第 2 号第 8 第 3 号(3)による十分な補強措置をすること。

◇(3)(4)(5)平成 27 年 1 月 1 日追加

運用 上記例図の場合、いずれも耐火造との接続部に防火戸等がなくとも構造別に規制する。(廊下の長さは概ね 1 階は 3m 以上、2 階は 5m 以上とする。)

例 3 廊下なしで接続された異なる建築構造の場合



運用 上記例図の場合は、いずれも耐火造としての判定はしない。

### ○ 告示基準施行前に設置された救助袋の取扱いについて

平成 6 年 10 月 4 日新消指第 745 号消防局予防課長

このことについて、下記とおりにしたので通知します。

記

#### 1 経緯

救助袋の構造、材質等の基準については、「避難器具の基準を定める件の一部を改正する件」(昭和 56 年消防庁告示第 8 号)により告示され昭和 57 年 6 月 1 日から施行されたところですが、本基準の施行の際に既に設置されていた、救助袋(以下「告示前救助袋」という。)の取扱いについては、「避難器具の基準の一部改正について」(昭和 56 年 12 月 8 日付消防予第 285 号)の記 2 に定めたように、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検を行った結果、点検基準に適合する旨の報告書があったものに限り消防法施行令第 32 条の規定を適用し、そのまま設置できることとされている。

しかし告示前救助袋については設置後 12 年以上経過して、経年変化による劣化老化等の著しいものがある可能性があり、安全性確保のために点検を十分実施する必要があることから、財団法人日本消防設備安全センターにおいて、「告示前救助袋の点検の手引き」が作成された。

これらのことから、「告示基準施行前に設置された救助袋の点検について」(平成 6 年 3 月 31 日付消防予第 64 号通知)の通知があり、告示前救助袋の点検指導に際しての留意事項が示達された。

#### 2 消防用設備等点検業者又は防火対象物に対する指導

##### (1) 消防用設備等点検業者に対する指導

ア 救助袋の点検に当たっては、当分の間点検した救助袋が告示前のものである場合は点検表の備考欄にその旨を記載するよう指導すること。

イ 告示前救助袋を点検する者には、「告示前救助袋の点検の手引き」を活用して点検するよう指導すること。

##### (2) 防火対象物に対する指導

3 の告示前救助袋を設置してある防火対象物に対しては上記の経緯を説明し、消防用設備等定期点検の結果、不適合となったものについては現行基準に適合する救助袋に取り替える等必要な措置を講ずるよう指導すること。

## ◆ 通知

### ○ 避難器具設置規制の運用について

昭和 58 年 1 月 24 日局指導係執務資料

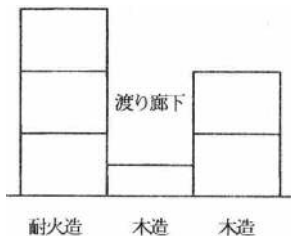
例 1 渡り廊下で接続された異なる建築構造の場合

運用

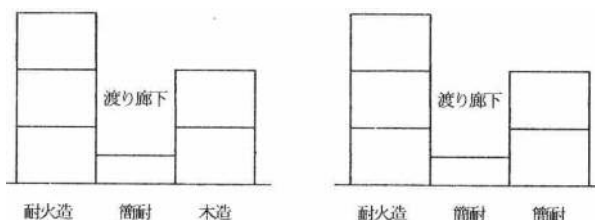
(1) 当該廊下と耐火建築物の接続部に防火戸等があれば構造別に算定して規制する。(廊下の長さは概ね 1 階は 3m 以上、2 階は 5m 以上とする。)

(2) 当該廊下が、「消防用設備等の設置単位について」(昭和 50 年 3 月 5 日消防安第 26 号)により別棟扱いとなる場合についても構造別に規制する。

例 1



例 2





- イ 既存防火対象物に係る取扱いについて  
 既存防火対象物の避難器具のうち、緩降機については、次の(ア)、①から④の全てに適合、つり下げはしご及び避難ロープについては、次の(イ)、①及び②の全てに適合する場合は、規則第27条第1項第1号ハに該当する避難器具として取扱って支障ないものであること。
- (ア) 緩降機
- ① 调速器の安全環が取り付けアーム先端の吊輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げた状態であり、操作重量及び操作機構において支障なく一動作でアームが使用状態に展開できるもので、常時設置されているもの。
  - ② 規則第27条第1項第3号ロに規定する避難器具の使用法を表示する標識について、整合が図られていること。
  - ③ 调速器等がほこり等に直接さらされないための措置をする場合は、容易に取外しできるもので、その表面に10 cm×30 cm以上の大きさで白地に黒文字の「避難器具」又は「緩降機」という表示がしてあること。
  - ④ 消防法第17条の3の3の規定による点検がなされ、良好に維持管理されていること。
- (イ) つり下げはしご及び避難ロープ
- ① 避難器具本体が、取り付け部の真下等の直近に設置されている場合で、当該避難器具の取り付けに十分な操作面積が確保され、かつ避難器具設置等場所の出入口から取り付け部の開口部が容易に見通しできるもの。
  - ② 消防法第17条の3の3の規定による点検がなされ、良好に維持管理されていること。
- (4) 工事の届出について  
 上記(3)、イ、(ア)において、既存の取り付けアームの展開操作が一動作となるよう対応部品により改造する場合の工事は、消防設備士による軽微な工事とし、着工届は不要であるが、設置届は必要(工事種別は改造)であること。
- 2 改正省令附則に関する取扱い
- (1) 改正省令附則第4条に関する取扱い  
 既存防火対象物に係る経過措置は、規則第27条第1項第1号の規定にかかわらず、平成18年10月1日とされ、消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合に限り、平成20年10月1日とされている。  
 上記「特に必要と認めた場合」とは、既設緩降機に係る改造の普及の時間的猶予などが該当するものであること。
- (2) 改正省令附則第5条に関する取扱い  
 平成15年10月1日消防庁告示第2号(以下「2号告示」という。)による避難器具適用除外にかかわる事務処理は、次によること。
- ア 関係者に別紙の「特定1階段避難器具適用除外届出書」を2部提出させるものとする。
- イ その審査結果について、「特定1階段避難器具適用除外届出書」の経過欄に、適合している場合は、「承認印」を押印して承認年月日を記載、適合していない場合は、不承認、不承認年月日及び不承認の理由を記載し、関係者に1部返却すること。
- ウ 2号告示、第3方法、2「当該階に存する者の全てが、火災により発生する煙の熱及び成分により防火上又は人命の安全上危険な状態になる前に、当該階の避難器具を用いて避難できることを確かめる方法」(以下「検証」という。)による場合は、「消防法施行規則の一部を改正する省令附則第5条の規定に基づき、同条の方法を定める告示の施行について」(平成15年10月1日消防予第248号。以下「248号通知」という。)による「検証計算プログラム」(消防庁ホームページの「248号通知」からダウンロードすることが可能。)に基づき検証され、検証に用いた係数に係る避難器具が設置されているなど、避難器具適用除外届出書の記載内容に誤りがないことを確認すること。
- (3) 検証に係る留意事項
- ア 検証の対象範囲等
- (ア) 検証する階は、消防法施行令第25条の規定により避難器具が義務設置となる階で、かつ防火対象物が規則第23条第4項第7号へに規定する特定1階段等防火対象物に該当する場合について、階ごとに検証するものであるが、検証を要する全ての階について、下記①から④までの全てに適合している場合のみ2号告示第3、2の基準を満たしているものとして取扱うものであること。
    - ① 248号通知第1、2、(1)に示される手順
    - ② 同通知第1、2、(2)に示される手順(「検証計算プログラム」により確認)
    - ③ 同通知第1、2、(3)に示される手順
    - ④ 同通知第1、2、(4)に示される手順
  - (イ) 当該階に避難器具が2以上設けられている場合は、避難器具設置場所ごとに検証するものとし、この場合の収容人員にあっては、当該階の収容人員を避難器具の数で除した人員(少数点以下は切り上げ)とすること。  
 なお、設置されている避難器具の種類が異なる場合にあっては、避難器具ごとの脱出終了時間の割合により、当該階の収容人員を比例按分等した収容人員により算定することで支障ないものであること。
  - (ウ) 当該階に階区画があり、避難器具が設置されていない階区画が存する場合にあっては、避難器具設置場所に係る階区画部分において検証するものとし、この場合の収容人員にあっては、階区画内の収容人員で検証することで支障ないものであること。
- イ 検証できる避難器具  
 検証ができる避難器具は、救助袋(垂直式)、つり下げはしご及び緩降機であること。  
 なお、救助袋(斜降式)については、地上にいる者が固定環を設定する時間等が確定できないことから、検証対象外とされていること。
- ウ 脱出終了時間  
 (ア) 本検証の脱出終了時間は、当該階に存する者の全てが避難器具設置場所に到達していることを前提とし、避難器具設置場所に到達するまでの時間については考慮しないものであること。  
 (イ) 脱出終了時間の算出のうち、t1(組立に要する時間)、t2(着用具の着用等に要する時間)及びt3(避難の準備をするのに要する時間)の値に、避難訓練等の際に測定した実測値を用いる場合は、担当職員等の立会いのもとで計測したものとすること。
- (4) 既存防火対象物に係る用途変更の取扱いについて  
 改正省令施行日現在、特定1階段等防火対象物に該当しない既存防火対象物で、平成18年10月1日以降に用途変更により特定1階段等防火対象物になった場合についても、前(3)、アの検証条件の範囲内で、同様に取扱って支障ないものであること。
- 3 既存防火対象物に係る関係者への指導等  
 既存防火対象物における規則第27条第1項第1号の規定への適応には、経済的負担及び構造等による困難性が大きいことから、当該防火対象物の関係者に対し、事前に十分な説示をしておくこと。
- 4 その他  
 当分の間、当該通知2、(2)に係る届出は、指導係と合議を行うものとする。

# ◇ 避難器具

別紙

特定1階段避難器具適用除外届出書

年 月 日

(あて先)  
新潟市 消防署長

届出者  
住所  
氏名

消防法施行規則（以下「施行規則」という。）第27条第1項第1号の規定の適用を受けないため、施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第90号）附則第5条の規定による措置（「施行規則の一部を改正する省令附則第5条の規定に基づき、同条の方法を定める件」平成15年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。）を講じたので届出ます。  
なお、届出内容に変更が生じた場合は、施行規則第27条第1項第1号に規定する避難器具の技術上の基準に適合させます。

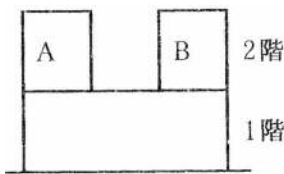
所在地	電話
名称	
用途	( )項
構造	耐火・その他
規模	地上 階・地下 階
	床面積 m <sup>2</sup> 延面積 m <sup>2</sup>
2号告示による措置	1 防火対象物の階段又は傾斜路の部分に連結放水設備（開放型ヘッド）を消防法施行令第28条の2に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置する方法 2 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、階段室又は傾斜路の部分とその他の部分を耐火構造の壁若しくは床又は防火設備である防火戸で区画されているもので、階段室又は傾斜路の部分で火災が発生した場合に、当該階に存する者の全てが、火災により生ずる煙の熱及び成分により防火上又は安全上危険な状態になる前に、当該階の避難器具を用いて避難できることを確かめる方法
対象階	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙は、日本工業規格A4とする。2 対象となる防火対象物は、平成15年10月1日現在、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改装、移転、修繕又は模様替えの工事中のものであること。3 申請者が法人の場合は、申請者の欄には法人の名称及び代表者の役職、氏名を記載すること。4 防火対象物の案内図、配置図、該当階の平面図等の関係資料を添付すること。5 2号告示第3に定める措置2による場合は、検証に用いた資料（消防庁のホームページからダウンロードした「計算プログラム」による計算書）を添付すること。6 ※欄には、記入しないこと。

## ■ Q & A

### （避難器具の設置について）

Q 下図の場合、A Bとも単独では避難器具の設置義務は生じないが、A Bを合わせると設置義務となる場合どのように指導すべきか。

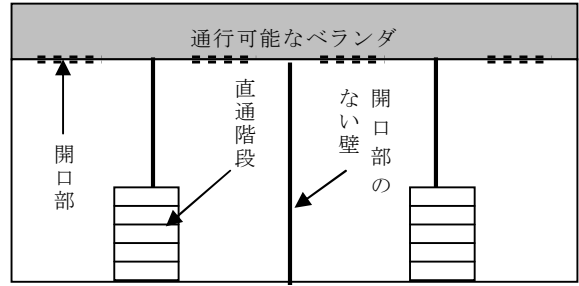


A 法的には、A又はBのいずれかに設置すれば足りるが、AとBの往来ができないと明確に判断されれば令第32条による特例を認めて差し支えない。  
(昭和58年1月21日県消防防災課回答)

### （直通階段の数について）

Q 平成16年2月23日付け新潟県県民生活・環境部消防防災課予防係長の「予防事務に関する県内質疑事例集」に掲載の問14のような階段室型の共同住宅で、ベランダが図1のように設けられている場合の取扱いと図2のようにそれがテナントである場合の取扱いはどうか。

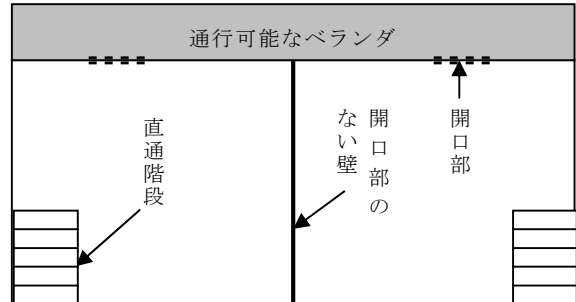
図1



共同住宅の3階で収容人員12人の階

- (1) 開口部が常時開放されている等良好に管理されているとは言えないため、施行令第25条第1項第5号の規定により避難器具の設置を要する。
- (2) 平成7年10月5日消防予第220号通知の共同住宅の特例によれば、開口部の状況に係らず2方向避難に該当するとされていることから直通階段が2あることとなり、施行令第25条第1項第5号の規定は適用されず、避難器具の設置を要しない。

図2



飲食店等の3階で収容人員12人の階

- (3) 上記(2)によるとすれば、図2のように共同住宅以外の防火対象物で、通り可能なベランダを設けた場合においても同様の取扱いができる。
  - (4) 図2の場合は、開口部が常時開放されている等良好に管理されている場合に限り直通階段が2あることとなる。
- A 施行令別表第1の(5)項ロに該当する防火対象物又は防火対象物の部分に限り(2)お見込みのとおり。その他の用途にあつては、(4)によること。  
(平成16年6月25日県消防課予防係回答)

### （特定1階段防火対象物の避難器具について）

- Q 特定1階段対象物の2階部分において避難器具を要する場合は、通常の避難器具を設置してよいか。
- A 特定1階段防火対象として避難器具が示されているため、2階部分にあつても特定1階段防火対象物としての避難器具の設置が必要となる。(消防法施行規則第27条第1項第1号)

◇平成21年10月追加